

鳥取県公報

目次

◇告示 東伯郡における計量器定期検査の実施
財産の差押をする者の身分を示す証票の交
付

◇教委辞令

告示

鳥取県告示第四百六十三号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第百四十三條の
規定により東伯郡の計量器定期検査（体温計の検査を除
く。）を次のように実施する。

昭和二十七年十月三日

鳥取県知事 西尾愛治

検査日時 検査区域 検査場所

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

十月 六日	午前九時から 午後三時まで	東伯郡 赤碕町	赤碕町特設計 量器検査場
七日	"	八橋町	八橋町"
八日	"	浦安町	浦安町"
九日	"	由良町	由良町"
十日	"	上井町	上井町"
十一日	"	花見村	花見村"
十三日	"	舍人村	舍人村"
十四日	午前九時から 午後四時まで	東伯郡 東郷松崎町	東郷松 崎町"

鳥取県告示第四百六十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第八十八
條第二項の規定による納入金に相当する金額滞納処分の
ため地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二十
二十五條第四項の規定により財産の差押をする者の身分
を示す証票を次のように交付した。

昭和二十七年十月三日

鳥取県知事 西尾愛治

職 名氏 名番号 交付年月日

鳥取県事務吏員 薄墨長壽 一昭和二十七年九月二十九日

教 委 辭 令

鳥取県教育委員会事務局人事

鳥取県教育委員会事務局職員 伊藤 喬二

願に依り本職を免する

昭和二十七年九月三十日

鳥取県教育委員会

山本隆 已

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

三級に敘する

主事に補する

五級七号給を給する

指導調査課勤務を命ずる

昭和二十七年十月一日

鳥取県教育委員会

雇片岡 氣美

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

三級に敘する

主事に補する

六級二号給を給する

指導調査課勤務を命ずる

昭和二十七年十月一日

鳥取県教育委員会

雇小林 高明

鳥取県教育委員会事務局職員に任命する

三級に敘する

主事に補する

五級七号給を給する

八頭支所勤務を命ずる

昭和二十七年十月一日

鳥取県教育委員会

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町 鳥取県鳥取市東町